

## 千葉県自転車ヘルメット購入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車時の交通事故発生による被害の軽減を図るとともに、市民の自転車ヘルメット着用を促進するため、自転車ヘルメットの購入に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、別表で定めるいずれかの認証等を受けたものをいう。
- (2) 協力店 市内でヘルメットを販売している店舗又は事業所で、本事業に対して協力を申し込み、市長の登録を受けた者をいう。
- (3) クーポン 市が発行する千葉県自転車ヘルメット購入クーポンのことをいう。
- (4) 特定取引 クーポンを対価の一部の弁済手段として使用するヘルメットの購入をいう。

### (クーポンの発行等)

第3条 クーポンを利用してヘルメットを購入しようとする者（以下、「ヘルメット購入者」という。）で、次の各号のいずれにも該当する者は、ヘルメットを購入する前に、千葉県自転車ヘルメット購入クーポン発行申込書兼誓約書（第1号様式）により、市長に対してクーポンの発行を申し込むことができる。

- (1) 平成20年4月2日から平成23年4月1日の間に生まれた者。
- (2) 申請時点で本市に住民登録がある者。ただし、令和8年3月31日以前に申請する場合においては、令和8年4月1日時点で本市に住民登録がある者であること。
- (3) 協力店において販売価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が2,000円以上の新品のヘルメットを購入しようとする者。
- (4) 申請者自身が使用するヘルメットを購入しようとする者。
- (5) 申請事項がすべて事実と相違ないことを誓約する者。
- (6) 申請時に市に提供する個人情報について、当該事業を遂行するに当たり必要とする範囲において市と協力店が利用することを了承する者。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、クーポン発行の対象であると認めるときは、千葉県自転車ヘルメット購入クーポン発行通知(第2号様式)により通知し、クーポンの発行対象として認めないときは、千葉県自転車ヘルメット購入クーポン発行不可通知（第3号様式）により通知するものとする。

### (クーポンの利用)

第4条 クーポンの利用については、次の各号に定めるところとする。

- (1) ヘルメット購入者は、クーポン受領後、別に定める自転車安全利用に係る教材を視聴するものとする。
- (2) ヘルメット購入者は、クーポンを利用する際に、本人確認書類を提示するものとする。
- (3) クーポンは、ヘルメット1個の購入につき1枚の利用とする。なお、販売価格が2,000円未満となるヘルメットには、クーポンは利用できない。
- (4) 協力店は、ヘルメット購入者から提出されたクーポンの記載内容に未記入がないことを確認したうえで、ヘルメットの販売価格から2,000円を差し引いた額の支払いを受けるものとする。
- (5) クーポンは、ヘルメット購入者と協力店の間における特定取引においてのみ利用することができる。
- (6) クーポンの利用は、クーポンに記載されている使用期限までとする。

(クーポンの不正利用の禁止)

第5条 ヘルメット購入者は、受領したクーポンを譲渡または偽りその他不正な行為により利用してはならない。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象とする者は、協力店とする。

2 協力店は、千葉市自転車ヘルメット購入補助協力店登録申請書(第4号様式)を市長に提出する。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を確認し、千葉市自転車ヘルメット購入補助事業協力店として登録し、ウェブサイトへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(補助金の経費及びその額)

第7条 補助金の対象となる経費及びその額は、第4条第1項第4号の規定によりヘルメットの販売価格から差し引いた額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 協力店は、補助金の交付を受けようとするときは、千葉市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書及び実績報告書(兼請求書)(第5号様式)(以下、「交付申請書」という。)に利用されたクーポン(原本)を添えて、市長に提出する。

2 前項の規定による申請及び実績報告は、次に掲げる販売期間ごとに行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 第1期 令和8年4月1日から令和8年5月31日まで
- (2) 第2期 令和8年6月1日から令和8年7月31日まで
- (3) 第3期 令和8年8月1日から令和8年10月31日まで
- (4) 第4期 令和8年11月1日から令和8年12月31日まで
- (5) 第5期 令和9年1月1日から令和9年2月28日まで

3 第1項の規定による申請及び実績報告は、前項に規定する販売期間の終了後10日以内

に行わなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、交付額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、交付額を確定したとき又は審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めるときは、千葉県自転車ヘルメット購入補助金交付(不交付)決定兼交付額確定通知書(第6号様式)により当該協力店に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条の規定による交付請求は、第8条に規定する交付申請書の提出をもって代えることができる。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定により、補助金の交付決定を受けた協力店が次の各号のいずれかに該当することにより交付決定を取り消す場合は、千葉県自転車ヘルメット購入補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により通知するものとする。

- (1) 申請の内容に虚偽の事実が判明したとき。
- (2) クーポンを他の用途に利用したことが判明したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、不適切な行為が判明したとき。

2 市長は、前条に規定する取消しを行った場合において、補助金の当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは協力店に対して千葉県自転車ヘルメット購入補助金返還命令書(第8号様式)により返還を命ずるものとする。

3 市長は、第3条の規定によりクーポンの発行を受けた者が、偽りその他不正の行為によってクーポンを利用しヘルメットを購入した場合は、クーポンによる補助相当額を返還させるものとする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月17日から施行する。

別表（第2条関係）

認証	内容
SG マーク	一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したもの
JCF マーク	公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したもの
CE マーク（EN1078）	欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したもの
GS マーク	ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したもの
CPSC マーク	米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したもの

第1号様式（第3条）

年 月 日

（あて先）千葉市長

千葉市自転車ヘルメット購入クーポン発行申込書兼誓約書

千葉市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱第3条第1項の規定により、千葉市自転車ヘルメット購入補助事業を利用しクーポンの発行を希望するため、以下の【申込み条件】を遵守すること及び申請事項がすべて事実と相違ないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

なお、誓約事項に虚偽があった場合にクーポンの発行取消またはクーポンによる補助相当額の返還請求を受けることに異議申し立てはいたしません。

【申込み条件】

1. クーポン利用前に交通安全啓発動画を視聴し、自転車の安全利用に努めること
2. 協力店において新品のヘルメットを購入すること
3. 申請者自身が使用するヘルメットを購入すること
4. 以下の個人情報について、当該事業を遂行するに当たり必要とする範囲において市と協力店が利用することを了承すること
5. クーポン受領後、当該クーポンを譲渡する等不正な行為に利用しないこと

【申請者（高校生年代の方）】

フリガナ		生年月日	平成 年 月 日
氏名		電話番号	
住所	千葉市		

【保護者同意記入欄】※申請日時点で成人（18歳）に達している場合は記入不要

フリガナ		申請者との続柄	
氏名		電話番号	
住所			

確認又は同意事項：本クーポンを利用してヘルメット購入することについて、上記保護者同意を得ています。

## 千葉市自転車ヘルメット購入クーポン発行通知

申込みのありました千葉市自転車ヘルメット購入クーポンを発行いたします。

----- ※事前切り取りの場合、無効（店舗の方が切り取ってください） -----

No. \_\_\_\_\_

千葉市自転車ヘルメット購入クーポン

2, 0 0 0円

（2, 0 0 0円以上のお支払いとなる場合に利用できます。）

クーポン使用期限：

**【店舗記入欄】**

販売日：

安全認証の確認

/

本人確認の実施

販売価格※：

円

※販売価格はクーポン値引き前の価格をご記入ください

第3号様式（第3条）

年 月 日

様

千葉市長

千葉市自転車ヘルメット購入クーポン発行不可通知

申請のありました千葉市自転車ヘルメット購入クーポンについては審査の結果、発行できないこととなりましたので通知します。

<発行不可とした理由>

--

第4号様式（第6条）

年 月 日

（あて先）千葉市長

千葉市自転車ヘルメット購入補助協力店登録申請書

所在地

事業者名

代表者名

（注）法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）

が手書きしない場合は、記名押印してください

千葉市自転車ヘルメット購入補助に係る協力店登録にあたり、千葉市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱第6条第2項の規定により申請します。

申請にあたり、要綱の規定、市から提供される留意事項及び以下の事項を遵守することを誓約します。

なお、本事業により知り得た個人情報を、第三者に漏洩、開示または他の目的のために使用しないことを併せて誓約します。

1. 本事業の趣旨を理解し、ヘルメット購入者に対して使用方法及びサイズ選定等に関し十分な説明を行った上で、適切なヘルメットを販売すること。
2. 協力店の確認誤りなどによりヘルメット購入者との間で発生した問題は、当事者間で処理すること。
3. 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等または同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

（ホームページで協力店として掲載する際の記載内容をこちらにご記載ください）

店名	所在地	電話番号	定休日

※複数店舗がある場合は行を追加してください

担当者：

電話番号：

第5号様式（第8条）

年 月 日

（あて先）千葉市長

千葉市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書及び実績報告書（兼請求書）

所在地

事業者名

代表者名

（注）法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）  
が手書きしない場合は、記名押印してください

千葉市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱第8条第1項の規定により、添付書類を添えて、次のとおり申請します。

1. 補助金申請額                      金    円

      クーポンの枚数                      \_\_\_\_\_ 枚

2. 添付書類                              千葉市自転車ヘルメット補助金クーポン（原本）

3. 対象販売期間                      \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

第6号様式（第9条）

千葉県指令市地第 号  
年 月 日

（所在地）

（事業者名）

（代表者名） 様

千葉市長

千葉県自転車ヘルメット購入補助金交付（不交付）決定兼交付額確定通知書

年 月 日付申請のあった千葉県自転車ヘルメット購入補助金について、次のとおり決定しましたので、千葉県補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

交付の可否	可 ・ 不 可
交付申請額	円
補助金交付決定額	円
補助金交付確定額	円
不可の場合の理由	
その他	

（教示）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

第7号様式（第12条）

千葉市達市地第 号  
年 月 日

（所在地）

（事業者名）

（代表者名）

様

千葉市長

千葉市自転車ヘルメット購入補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令市地第 号により通知した千葉市自転車ヘルメット購入補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定により通知します。

交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消理由	

（教示）

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

第8号様式（第12条）

千葉市達市地第 号  
年 月 日

（所在地）

（事業者名）

（代表者名）

様

千葉市長

千葉市自転車ヘルメット購入補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

交付決定額	円
返還金額	円
返還期限	
返還を命ずる理由	

（教示）

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。